

競争参加者の資格に関する公示

那覇港湾施設（R5）基本設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年6月30日

沖縄防衛局長 小野 功雄

1 業務概要

(1) 業務の名称 那覇港湾施設（R5）基本設計

(2) 業務内容 本業務は、那覇港湾施設代替施設を浦添ふ頭地区内に建設するにあたり、以下の概略設計・基本設計業務等を行うものである。

【土木業務】

1) 設計業務

- ・概略設計（港湾構造物、進入道路、施設配置等） 一式
- ・基本設計（港湾構造物、進入道路、施設配置、施工検討等） 一式
- ・資材調達検討 一式

2) 調査等業務など

- ・常時微動観測調査 一式
- ・交通量調査 一式

【建築業務】

1) 設計業務

- ・基本設計（事務所A新設（RC-3 延べ面積 約4,000m² 他12棟）） 一式

【設備業務】

1) 設計業務

- ・基本設計（ユーティリティ等検討） 一式

(3) 履行期限 令和7年3月15日

2 申請の時期

令和5年6月30日 から 令和5年7月12日 までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、令和5年7月13日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131 (内線 157)

FAX 098-921-8167

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、単体又は共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント(土木)」に係る一般競争(指名競争)参加資格(以下「競争参加資格」という。)で「A」の決定を受けた者とし、また共同体の代表者以外の構成員は「コンサルタント(土木・建築・設備)」に係る競争参加資格で「A」の決定を受けた者(共同体を構成する場合は、代表者及び代表者以外の構成員がその構成において、土木、建築、電気、機械及び通信)の技術者を配置するものとする。)の組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示(令和2年10月1日付防衛省整備計画局施設計画課長公示)4(2)に該当しないものであること。

オ 共同体の代表者は、防衛省競争参加資格において、「コンサルタント(土木)」に係る級別の格付「A」を受けた者。

代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格において、「コンサルタント(土木・建築・設備)」に係る級別の格付「A」を受けた者。

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の担当部局において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書を特定した者に対する通知の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「那覇港湾施設（R5）基本設計 ○○設計・△△設計 共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和5年6月30日 付支出負担行為担当官 沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。